

2025年7月

トカラ列島近海を震源とする地震により  
被害を受けられました皆さんへ

全管協少額短期保険株式会社

## 火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたびトカラ列島近海を震源とする地震により被害を受けられた皆さんに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さんに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

記

### 【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さんを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2ヶ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

#### 《弊社担当窓口》

お客様相談窓口:0120-329-431

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

### ■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域	法適用日
鹿児島県 鹿児島郡十島村 (かごしまぐんとしまむら)	2025年7月3日 (木)

以上